

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書

【 概 要 】

平成20年10月21日
精神保健福祉士の養成の
在り方等に関する検討会

【求められる精神保健福祉士の役割及び必要となる技術】

(背景)

- 精神保健福祉士制度は平成9年に精神保健福祉士法（以下「法」という。）により創設され、精神障害者の社会復帰支援に一定の成果をあげてきた。
- 長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行が十分に進んでいない現状において、「精神障害者の社会復帰の支援」を担う役割の重要性が一層高まっている。
- 一方、国民の精神保健の課題の拡大がみられている。

(今後の精神保健福祉士に求められる役割)

①中核の業務として担うべき役割

- 医療機関等におけるチームの一員として精神障害者の地域移行を支援する役割は、今後も精神保健福祉士の重要な役割である。
- 援助計画の作成、環境調整、社会資源の開発などを含め、精神障害者の地域生活を支援する役割がより重要となっている。

②精神保健の課題の拡大を背景に広がった役割

(ア) 職域の拡大

行政に関する分野、司法に関する分野、教育に関する分野、労働に関する分野など職域の広がりがみられる。

(イ) 求められる支援の多様化

従来からの統合失調症への対応のみならず、様々なストレスに関連する障害、うつ病等の気分障害、認知症、発達障害など、各々の疾患及びそれに伴う生活上の課題に対して、適切な対応が求められている。

(必要となる技術)

- 従来からの相談援助技術に加え、包括的な相談援助を行うための関連援助技術として、ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ及びネットワークキングなどの技術が必要となっている。
- 職務の遂行にあたっては、精神障害者の人権を尊重し、誠実に努めることが求められている。

【求められる役割を踏まえた対応】

①精神保健福祉士の役割の理解の深化

- 現行法においては、精神保健福祉士は精神障害者の社会復帰の支援を担う者とされているが、これに加え、精神障害者の地域生活の支援を担う者であることについて明示すべき。
- 職務の遂行にあたっては、精神障害者の人権を尊重し、誠実に努めることについても明示すべき。

②他職種・関係機関との連携の重要性の明示

- 現行法で規定されている医療関係職種に加え、福祉・労働・司法・教育などの様々な領域の専門職種・関係機関との連携を図ることについても明示すべき。

③カリキュラムの充実

- 精神障害者の社会復帰の促進を図り、地域生活を支援していく上で必要となる知識及び技術については不可欠なものとして重点的に、さらに、職域の拡大や求められる支援の多様化に伴い広がった役割も基礎的な知識を習得できるよう、カリキュラムを充実させるべき。

④実習・演習にかかる水準の確保

- 養成施設における養成課程について、時間数の増や教育内容の充実を図るとともに、保健福祉系大学等における養成課程についても、養成施設と同程度の水準を確保すべき。
- 精神科病院等の医療機関での現場実習を必須とすべき。
- 保健福祉系大学等及び養成施設の教員や、実習先の指導者の質を高める必要がある。

⑤資格取得後の資質の向上

- 資格を有する者に、資質の向上に関する意識の醸成を促すべき。
- 職能団体も、資質の向上のための卒後研修等に積極的に取り組むべき。
- 行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関等においては、資質の向上のための機会を提供するなどの支援に努めるべき。

【今後の検討について】

- 今後、本中間報告を踏まえ、平成21年に予定されている障害者自立支援法の見直しにおいて必要な対応を図るとともに、より優れた人材の養成や、精神障害者に対する一層の支援の充実に向け、求められる精神保健福祉士を養成していくために必要となるカリキュラムの検討を行っていく。